

刈谷市保育士宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県及び市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該私立保育所に勤務する保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を補助することにより、保育士の人材確保を図るために交付する刈谷市保育士宿舎借上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する保育士（以下「対象保育士」という。）を居住させる宿舎を借り上げる事業とする。

- (1) 市内の私立保育所の就業規則により定められた職員として採用されており、かつ、就業規則により所定労働時間を1日6時間以上かつ月20日以上と定められていること。
- (2) 事業者に初めて採用された日から起算して5年以内であること。
- (3) 施設長又は事業者の役員でないこと。
- (4) 宿舎に住民登録し、居住すること。
- (5) 住居手当その他これに類する手当を支給されていないこと。

2 前項の宿舎（以下「補助対象宿舎」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 事業者が賃貸借契約を締結していること。
- (3) 事業者の役員及びその親族が所有するものでないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る家賃、共益費、管理費、その他補助対象宿舎を借り上げるに当たり必要となる費用（以下「家賃等」という。）とする。

- 2 補助対象経費のうち対象保育士を居住させている日数が1月に満たない場合の家賃等の額は、その月の日数を基礎として日割りによって計算する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、私立保育所ごとに次項の規定により算出された補助対象宿舍1戸当たりの補助金の額の合計額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象宿舍1戸当たりの補助金の月額、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象宿舍に係る補助対象経費の額から当該補助対象宿舍に居住する対象保育士の本人負担額の合計額を控除した額

(2) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知別紙)別表直接補助事業の部保育士宿舍借り上げ支援事業の項に定める額に対象保育士の人数を乗じて得た額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市保育士宿舍借上げ支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 刈谷市保育士宿舍借上げ支援事業計画書(様式第2号)

(2) 刈谷市保育士宿舍借上げ支援事業収支予算書(様式第3号)

(3) 補助対象宿舍の不動産賃貸借契約書の写し

(4) 本人負担額確認書(様式第4号)

(5) 補助対象宿舍に居住する対象保育士の住民票の写し及び保育士証の写し

(変更交付の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、別に定める日までに、刈谷市保育士宿舍借上げ支援事業費補助金変更交付申請書(様式第5号。以下「変更交付申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定等)

第7条 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市保育士宿舎借上げ支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業を実施した年度の末日までに、刈谷市保育士宿舎借上げ支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）刈谷市保育士宿舎借上げ支援事業収支決算書（様式第8号）
- （2）補助対象宿舎の借上げに係る領収書等
- （3）補助対象宿舎に居住する対象保育士の給与明細書の写し

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。